

県立図書館図書貸出(相互貸借)送料負担について

1 目的

市町村立公共図書館、大学・短期大学・高等専門学校及び高等学校に附属する図書館、並びに図書館未設置町村が所管する小中学校図書館への図書館間貸出に係る送料の負担軽減を図ることにより、図書館間の相互協力を進める。

2 内容

(1) 市町村立公共図書館(本館)への送料支援

県立長野図書館所蔵資料の貸出の返送費用について、予算の範囲内で負担する。(貸出送料(往路分)は従来から県立図書館が負担)

(2) 県立高等学校図書館への送料支援

県立長野図書館所蔵資料の貸出の返送費用について予算の範囲内で負担する。(貸出送料(往路分)は従来から県立図書館が負担)

(3) 県内の大学、短期大学、高等専門学校、市立及び私立高等学校に附属する図書館、特別支援学校図書館、並びに図書館未設置町村が所管する小中学校図書館への送料支援

県立長野図書館所蔵資料の貸出の返送費用について、利用度を勘案し原則年3回分を限度として負担する。(貸出送料(往路分)は従来から県立図書館が負担)

3 実施期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

4 実施方法

(1) 返送用(県立長野図書館着払い)宛名伝票を相互貸借貸出時に同封し、借受資料を返送する際、1枚ずつ使用する。

(2) 適宜、利用状況調査を実施し、利用度を見て限度回数を調整する